

当院の自動車運転支援と評価に関するご案内

2022年04月28日

永生クリニック リハビリテーション科

脳血管疾患により脳に障害を受け、身体障害や高次脳機能障害を呈した場合、安全な自動車運転に支障をきたす場合があります。

※平成25年の道路交通法の改正により、運転免許の更新時に一定の病気等の症状に関する「質問票」の記載が義務付けられました。虚偽の記載をした場合には罰則もあるためご注意ください。

当院では、患者様が自動車運転の再開を希望される場合、医師の判断に従いリハビリスタッフが検査を実施し、医師に結果を報告します。運転再開における危険性を適切に判断するため、運転支援として**“現在の身体・脳はどのような状態か”**検査を行います。

「検査」や「ドライビングシミュレータ（DS）評価」の結果から総合的に運転に関するご助言をさせていただくと共に、「実車評価」のご案内や公安委員会が実施している「安全運転相談窓口」への相談を推奨し、必要に応じて公安委員会への診断書作成も行います。

医療の立場から“運転をするとどのような危険があるのか”、“安全に運転するための注意点”を助言するものであり、**運転再開をお約束したり、安全な運転を保証するものではありません。**

【運転支援の内容】

- ① 情報収集（面接）：これまでの運転状況や運転の必要性など
- ② 各種検査：視野、身体機能評価、神経心理学的検査、ほか各種検査
- ③ DS評価：アクセル、ブレーキ、ハンドル操作や反応速度、模擬コース走行など
※ドライビングシミュレータの結果のみで実際の運転可否を判断いたしません
- ④ 相談支援：状況に応じて実車評価や他機関での運転技能訓練について情報提供いたします

注意事項

- ※外来リハビリで運転支援をさせていただく場合、リハビリテーション科の受診が必要となります。
- ※外来リハビリと介護保険下の通所リハビリ、訪問リハビリ（訪問看護は可）は併用できません。
- ※各種検査やDS評価には（8回程度の来院、概ね2か月程度の）時間を要します。また、医師から必要と判断された場合には教習所での実車評価も実施しますので、時間に余裕をもった受診をお願いします。
- ※脳損傷後の経過年数によりけいれん発作の危険性が高いと判断され、検査を実施できない場合があります。